

# 河川浚渫土搬入時の注意について

草津市 河川課

## 積込み・搬入

1. 搬入物は清掃等に伴う河川浚渫土に限ります。(土のう袋等に入った状態の浚渫土や、浚渫土以外のごみについては受け入れ出来ません。)
  - ※ 浚渫土のダンプ車への積込みは町内会が行ってください。
  - ※ 袋から出して直接ダンプ車へ積んでいただくか、ダンプ車の上で袋の底部分を鎌等で裂いていただくなど搬入に伴うご協力をお願いします。
2. 焼却ごみ類粗大ごみ類等分別可能なごみは、搬入できません。(物によっては、警察等への届出・写真などが必要となります。) 各家庭から排出されるごみは積込み厳禁です。
3. 草や木は搬入できません。
4. 搬入にあたっては、処分場の監督者の指示に従ってください。
5. 自己搬入にあたっては、ブルーシート等を使用し、道中の土砂・濁水等の散乱防止について留意してください。
6. 搬入時間は、日曜日の午前中(午前11時30分)までにお願いします。

## 中止する場合

7. 当日雨天等で中止される場合は、中止決定された時点で速やかに、草津市役所守衛室に町内会名を電話にて伝えてください。(配車時間の1時間前までに必ず連絡してください。)

草津市役所 守衛室  
(電話) 077-561-2499

8. 中止の場合、基本的に次週の延期は受け付けておりません。改めて翌日(月曜日)に次回搬入予定日の空き状況を河川課(Tel.077-561-2397)へご確認ください。配車状況により、既に予約が入っており配車出来ない場合があります。

## 注意事項

9. 河川浚渫土以外のごみの処分について
  - ① 焼却ごみ類、カン類、ペットボトル類他分別可能のごみは、分別ルールに従って決められた日に地元の集積場に出してください。
  - ② 木については、長さ50cm以下、太さ5cm以下に切って、束ねて決められた日に地元の集積場に出してください。
  - ③ 草等については、指定の袋に入れていただき、配布されているごみカレンダーを参考に決められた日に地元の集積所へ出してください。
  - ④ 上記①から③については、直接クリーンセンターに搬入することも可能です。詳しくは資源循環推進課(Tel.077-562-6361)までお問い合わせください。